

株式会社長野銀行

所在地：松本市渚
事業内容：金融業
労働者数：1,009名（男502名、女507名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする事
1. 男性行員 当該計画期間内に、1人以上取得すること
2. 女性行員 取得率を75%以上とすること
 - ② 小学生未満の子を持つ職員が、本人の申出により、始業または終業の時刻の繰り上げまたは繰り下げできる制度の周知・徹底を図る
 - ③ 妊娠中および出産後の女性職員について、母子の健康の確保について、全職員が健康管理できる体制を整備し、よりいっそうの周知・徹底を図る

2. 目標に対する取組結果

- ① 1. 12名取得
2. 取得率80.8%（計画期間内の育児休業取得者21名/計画期間内に出産した職員26名）
- ② 育児休業規程の内容について、部店長会議および各階層別の本部集合研修会等において、管理職および一般職員に対し、説明を行い周知・徹底を図った。また、期間内に、時短対象者の適用拡大（小学生未満から小学3年生に拡大）する規程の改正を行ったことから、当該内容について通達を発出するとともに研修等で周知・徹底を図った。
- ③ 部店長会議および各階層の本部集合研修会等において、管理職および一般職員に対し育児休業規程の内容の説明を行い、周知・徹底を図った。また、平成30年3月に、「キャリアと育児の両立支援ハンドブック」を策定・周知し、職場におけるフォロー体制を整備した。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 12名 育児目的の休暇取得者 38%
<女性> 育児休業取得者 21名（出産した女性労働者26名、育児休業取得率80.8%）

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
小学校就学始期に達する子を養育する職員に対し、育児応援休暇
小学4年生未満の子を養育する職員に対し、育児短時間勤務・所定時間外労働の免除および休日労働の免除
時差出勤を活用した「ゆう活」

- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況（特例認定基準8）
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること
45 時間以上の月 0 月
 - ② 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと
60 時間以上の者 0 人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）
 - ① 所定外労働の削減措置
定時退行励行週間の実施(年3回 2月、8月、11月)
早帰り日の実施
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置
リフレッシュ休暇(職員全員が年1回5日間以上の連続休暇)
夏季休暇の取得促進
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
時差出勤を活用した「ゆう活」
3年ごとのコース転換制度とパート職員の行員登用制度
- (4) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準9） 100%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準11）
管理職向け研修の実施
女性活躍リーダー研修会、女性管理職育成研修の実施
「女性活躍ステラ☆ミーティング」の開催(社内のローモデル)